

茅ヶ崎市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 7 号

茅ヶ崎市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市保健所長事務委任規則（平成 2 9 年茅ヶ崎市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 4 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条中第 6 5 号を第 7 0 号とし、第 2 4 号から第 6 4 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 2 3 号を第 2 8 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(26) 政令第 4 条第 3 項の規定による診療所及び助産所の開設に係る届出事項の変更の届出の受理に関すること。

(27) 政令第 4 条第 4 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置に係る届出事項の変更の届出の受理に関すること。

第 2 0 条中第 2 2 号を第 2 5 号とし、第 2 1 号を第 2 4 号とし、第 2 0 号を第 2 3 号とし、同条第 1 9 号中「及び閉鎖」を「並びに診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の閉鎖」に改め、同号を同条第 2 2 号とし、同条第 1 6 号から第 1 8 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 1 5 号中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第 1 8 号とし、同条第 1 4 号中「管理者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を、「命令」の次に「並びにこれらの者の事務所等への立入検査」を加え、同号を同条第 1 7 号とし、同条第 1 3 号中「管理者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「並びに病院、診療所及び助産所」を「並びに病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第 1 6 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(14) 法第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者に対する必要な措置の命令に関すること。

(15) 法第 2 4 条の 2 第 2 項の規定による診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者に対する業務の全部又は一部の停止の命令に関すること。

第 2 0 条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 8 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 7 号中「及び助産所の開設者」を「及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「及び助産所」を「、助産所及びオンライン診療受診施設」に改め、同号

を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 8 条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理に関する
こと。

第 4 6 条第 8 0 号中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査
支払機構法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 6 条の改正規定は、令和 8 年 1 0 月
1 日から施行する。